

TERASEL でんき 九州エリア 電気料金メニュー約款 新旧対照表

2024年4月1日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点

- ・一部内容改定、適用単価の変更
- ・別紙2料金メニュー表の新設

2. 電気料金メニュー約款（TERASELでんき 九州エリア）新旧対照表

該当条項	変更前	変更後		
第1条	<p>この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、九電電力株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで九州電力送配電株式会社の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、電力量料金、最低月額料金、<u>割引額、燃料費調整額</u>および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。</p>	<p>この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、九電電力株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで九州電力送配電株式会社の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、電力量料金、最低月額料金、<u>燃料費調整額</u>および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。<u>料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。</u></p>		
第4条 第1項	<p>1. TERASELでんき九州B （北海道B/東北B/東京B/中部B/北陸B）</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、<u>標準周波数60ヘルツ</u>といたします。</p> <p>(4)電気料金 1月の料金は、<u>以下に定める基本料金、電力量料金および別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計</u>とします。ただし、電力量料金は、別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金</p>	<p>1. TERASEL九州B・超TERASEL九州B</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、<u>以下のとおり</u>といたします。</p> <table border="1" data-bbox="911 1352 1449 1413"> <tr> <td>九州エリア</td> <td>標準周波数60ヘルツ</td> </tr> </table> <p>(4)電気料金 1月の料金は、<u>別紙2（料金メニュー表）に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計</u>とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a)基本料金</p>	九州エリア	標準周波数60ヘルツ
九州エリア	標準周波数60ヘルツ			

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 20 アンペア	602 円 78 銭
契約電流 30 アンペア	904 円 17 銭
契約電流 40 アンペア	1,205 円 56 銭
契約電流 50 アンペア	1,506 円 95 銭
契約電流 60 アンペア	1,808 円 34 銭

(b)電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

120キロワット時までの1キロワット時につき	17 円 40 銭
120 キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22 円 72 銭
上記超過 1 キロワット時につき	25 円 57 銭

(c)最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

1 契約につき	334 円 26 銭
---------	------------

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき別紙 2（料金メニュー表）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b)電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

(c)最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が別紙 2（料金メニュー表）の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、別紙 2（料金メニュー表）の最低月額料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

第 4 条 第 2 項

2.超 TERA SEL九州 B
(2)供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は 60 ヘルツといたします。

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙 4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円（以下単に「X 円」といいます。）を下回る場合は、別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る

第 4 条 第 1 項 TERA SEL九州 B・超 TERA SEL九州 Bに統合

場合は、別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 20 アンペア	632 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	948 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,264 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,581 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,897 円 44 銭

(b)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120キロワット時までの1キロワット時につき	18 円 19 銭
120 キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22 円 96 銭
上記超過 1 キロワット時につき	24 円 38 銭

(c)最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

1 契約につき	334 円 26 銭
---------	------------

第4条
第3項

3.TERASELでんき九州C

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価

2. TERASEL九州C・超TERASEL九州C

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は次のとおりといたします。

九州エリア	標準周波数60ヘルツ
-------	------------

(4)電気料金

1月の料金は、別紙2（料金メニュー表）に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別

算出係数等)に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	298 円 42 銭
---------------------	------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 23 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 49 銭
上記超過 1 キロワット時につき	25 円 31 銭

紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 2 (料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

第 4 条 第 3 項

3.超 TERASEL九州 C
 (2)供給電気方式、供給電圧および周波数
 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。
 (4)電気料金
 1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

第 4 条 第 2 項 TERASEL九州 C・超 TERASEL九州 C に統合

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第2条1に記載の期間とし、その他季とは、第2条2に記載の期間とします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

夏季料金	契約電力×120キロワット時までの1キロワット時あたり	16円41銭
	上記超過1キロワット時につき	25円83銭
その他季料金	契約電力×120キロワット時までの1キロワット時あたり	14円80銭
	上記超過1キロワット時につき	23円29銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙2(料金メニュー表)にもとづき算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第2条1に記載の期間とし、その他季とは、第2条2に記載の期間とします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

新設
別紙2
料金
メニュー
表

(新設)
別紙2 料金メニュー表
1.九州エリア
(1) TERASEL九州B / 超TERASEL九州B

区分		TERASEL九州B	超TERASEL九州B
基本料金	契約電流20A	602.78円	632.48円
	契約電流30A	904.17円	948.72円
	契約電流40A	1,205.56円	1,264.96円
	契約電流50A	1,506.95円	1,581.20円
	契約電流60A	1,808.34円	1,897.44円
電力量料金 (1kWhにつき)	最初の120kWhまで	17.49円	18.19円
	120kWhをこえ3000kWhまで	22.81円	22.96円
	280kWh超過	25.66円	24.38円
最低月額料金		334.26円	334.26円

(2) TERASEL九州C / 超TERASEL九州C

区分	TERASEL九州C	超TERASEL九州C
----	------------	-------------

		基本料金	契約容量 1kVAにつき	298.42 円	316.24 円	
		電力量料金 (1kWhにつき)	最初の 120kWhまで	17.32 円	18.19 円	
			120kWhをこ え 300kWhま で	22.58 円	22.96 円	
			280kWh超過	25.40 円	24.38 円	
		(3) TERASEL九州低圧電力				
		区分				TERASEL 九州 低圧電力
		基本料金	契約電力 1kWにつき		972.63 円	
		電力量料金 (1kWhにつき)	夏季 料金	契約電力 ×120kWhまで	16.54 円	
				上記超過	26.10 円	
		電力量料金 (1kWhにつき)	その 他季 料金	契約電力 ×120kWhまで	14.93 円	
上記超過	23.57 円					

TERASEL でんき 超TERASEL再エネプラン 電気料金メニュー約款 新旧対照表

2024年4月1日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点

- ・エリアごとの約款統合による条項の変更および記載項目の変更
- ・一部内容改定、適用単価の変更
- ・別紙2料金メニュー表の新設

2. 電気料金メニュー約款 (TERASELでんき) 超TERASEL再エネプラン 新旧対照表

該当条項	変更前	変更後		
表紙	電気料金メニュー約款 (TERASELでんき 北海道エリア) (TERASELでんき 東北エリア) (TERASELでんき 東京エリア) (TERASELでんき 中部エリア) (TERASELでんき 北陸エリア) (TERASELでんき 関西エリア) (TERASELでんき 中国エリア) (TERASELでんき 四国エリア) (TERASELでんき 九州エリア)	電気料金メニュー約款 (TERASELでんき) 超TERASEL再エネプラン		
第1条 北海道 東北 東京 中部 北陸 関西 中国 四国 九州	この電気料金メニュー約款 (以下「料金メニュー約款」といいます。) は、当社の電気需給約款 (以下「本約款」といいます。) にもとづき、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで (北海道エリア) 北海道電力ネットワーク株式会社 (東北エリア) 東北電力ネットワーク株式会社、(東京エリア) 東京電力パワーグリッド株式会社、(中部エリア) 中部電力パワーグリッド株式会社、(北陸エリア) 北陸電力送配電株式会社、(関西エリア) 関西電力送配電株式会社、(中国エリア) 中国電力ネットワーク株式会社、(四国エリア) 四国電力送配電株式会社、(九州エリア) 九州電力送配電株式会社の供給エリアへ電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低月額料金、電力量料金、 <u>割引額</u> 、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。	この電気料金メニュー約款 (以下「料金メニュー約款」といいます。) は、当社の電気需給約款 (以下「本約款」といいます。) にもとづき、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで一般配送電事業者の供給エリアへ電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、 <u>最低料金</u> 、 <u>最低月額料金</u> 、 <u>電力量料金</u> 、 <u>燃料費調整額</u> および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。 <u>料金メニュー約款に定めない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。</u>		
第4条 第1項 北海道 東北 東京 中部 北陸 九州	1.超TERASEL (北海道再エネ B/東北再エネ B/東京再エネ B/中部再エネ B/北陸再エネ B/九州再エネ B) (2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は <u>50ヘルツ (中部、北陸、九州エリアは60ヘルツ)</u> といたします。	1. 超TERASEL (北海道再エネ B/東北再エネ B/東京再エネ B/中部再エネ B/北陸再エネ B/九州再エネ B) (2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は <u>以下のとおりといたします。</u> <table border="1" data-bbox="901 1993 1460 2128"> <tr> <td>北海道、東北、東京 エリア</td> <td><u>標準周波数50ヘルツ</u> (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市 ならびに群馬県の</td> </tr> </table>	北海道、東北、東京 エリア	<u>標準周波数50ヘルツ</u> (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市 ならびに群馬県の
北海道、東北、東京 エリア	<u>標準周波数50ヘルツ</u> (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市 ならびに群馬県の			

	一部は 60 ヘルツ)
中部、北陸、九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙 4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円（以下単に「X 円」といいます。）を下回る場合は、別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

（北海道エリア）

契約電流 20 アンペア	748 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	1,122 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,496 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,870 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,244 円 00 銭

（東北エリア）

契約電流 20 アンペア	739 円 20 銭
契約電流 30 アンペア	1,108 円 80 銭
契約電流 40 アンペア	1,478 円 40 銭
契約電流 50 アンペア	1,848 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,217 円 60 銭

（東京エリア）

契約電流 20 アンペア	590 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	885 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,180 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,476 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,771 円 44 銭

（中部エリア）

契約電流 20 アンペア	594 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	891 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,188 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,485 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,782 円 00 銭

（北陸エリア）

契約電流 20 アンペア	605 円 00 銭
--------------	------------

(4)電気料金

1月の料金は、別紙 2（料金メニュー表）に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円（以下単に「X 円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a)基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき別紙 2（料金メニュー表）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 30 アンペア	907 円 50 銭
契約電流 40 アンペア	1,210 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,512 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	1,815 円 00 銭

(九州エリア)

契約電流 20 アンペア	632 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	948 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,264 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,581 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,897 円 44 銭

(b)電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(北海道エリア)

120キロワット時までの1キロワット時につき	36 円 94 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの1キロワット時につき	40 円 91 銭
上記超過 1 キロワット時につき	43 円 60 銭

(東北エリア)

120キロワット時までの1キロワット時につき	31 円 01 銭
120 キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	36 円 86 銭
上記超過 1 キロワット時につき	38 円 53 銭

(東京エリア)

120キロワット時までの1キロワット時につき	31 円 50 銭
120 キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	35 円 96 銭
上記超過 1 キロワット時につき	37 円 34 銭

(中部エリア)

120キロワット時までの1キロワット時につき	22 円 64 銭
120 キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	26 円 51 銭
上記超過 1 キロワット時につき	27 円 98 銭

(北陸エリア)

120キロワット時までの1キロワット時につき	32 円 16 銭
120 キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	35 円 40 銭
上記超過 1 キロワット時につき	35 円 88 銭

(九州エリア)

120キロワット時までの1キロワット時につき	19 円 60 銭
------------------------	-----------

(b)電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

120 キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キ ロワット時につき	24 円 37 銭
上記超過 1 キロワット時 につき	25 円 79 銭

(c)最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

(北海道エリア)

1 契約につき	403 円 70 銭
---------	------------

(東北エリア)

1 契約につき	359 円 58 銭
---------	------------

(東京エリア)

1 契約につき	321 円 42 銭
---------	------------

(中部エリア)

1 契約につき	266 円 06 銭
---------	------------

(北陸エリア)

1 契約につき	302 円 50 銭
---------	------------

(九州エリア)

1 契約につき	334 円 26 銭
---------	------------

(c)最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が別紙2(料金メニュー表)の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、別紙2(料金メニュー表)の最低月額料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

第4条
第2項

北海道
東北
東京
中部
北陸
九州

3.超TERASEL(北海道再エネC/東北再エネC/東京再エネC/中部再エネC/北陸再エネC/九州再エネC)

(2)供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数50ヘルツ(中部、北陸、九州エリアは60ヘルツ)といたします。

(4)電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4(燃料費調整)別表(燃料費調整単価算出係数等)に記載のお客さまの需要場所

2.超TERASEL(北海道再エネC/東北再エネC/東京再エネC/中部再エネC/北陸再エネC/九州再エネC)

(2)供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は次のとおりといたします。

北海道、東北、東京 エリア	標準周波数50ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高 市および糸魚川市 ならびに群馬県の 一部は60ヘルツ)
中部、北陸、九州エ リア	標準周波数60ヘルツ (長野県の一部は50 ヘルツ)

(4)電気料金

1月の料金は、別紙2(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定さ

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 96 銭
上記超過 1 キロワット時につき	37 円 34 銭
(中部エリア)	
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 64 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 51 銭
上記超過 1 キロワット時につき	27 円 98 銭
(北陸エリア)	
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 16 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 40 銭
上記超過 1 キロワット時につき	35 円 88 銭
(九州エリア)	
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 60 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 37 銭
上記超過 1 キロワット時につき	25 円 79 銭

<p>第 4 条 第 1 項</p> <p>関西 中国 四国</p>	<p>1.超 T E R A S E L (関西再エネ A/中国再エネ A/四国再エネ A)</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。</p> <p>(4) 電気料金 1 月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載の X 円 (以下単に「X 円」といいます。) を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4</p>	<p>3. 超 T E R A S E L (関西再エネ A/中国再エネ A/四国再エネ A)</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、<u>以下のとおり</u>といたします。</p> <table border="1" data-bbox="890 1615 1477 1666"> <tr> <td>関西、中国、四国エリア</td> <td>標準周波 60 ヘルツ</td> </tr> </table> <p>(4)電気料金 1 月の料金は、別紙 2 (料金メニュー表) に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約</p>	関西、中国、四国エリア	標準周波 60 ヘルツ
関西、中国、四国エリア	標準周波 60 ヘルツ			

(燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料 金

最低料金及び電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(関西エリア)

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで一律	433 円 41 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 81 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 01 銭
	上記超過 1 キロワット時 につき	25 円 40 銭

(中国エリア)

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで一律	712 円 67 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 33 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	39 円 81 銭
	上記超過 1 キロワット時 につき	38 円 18 銭

(四国エリア)

最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで一律	667 円 00 銭
電力量料金	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 16 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37 円 58 銭
	上記超過 1 キロワット時 につき	36 円 80 銭

款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a)料金

最低料金および電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

第 4 条
第 2 項

関西
中国
四国

2.超 TERASEL (関西再エネ B/中国再エネ B/四国再エネ B)

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

(4) 電気料金

4. 超 TERASEL (関西再エネ B/中国再エネ B/四国再エネ B)

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

関西、中国、四国エリア	標準周波 60 ヘルツ
-------------	-------------

(4)電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

（関西エリア）

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	416 円 94 銭
---------------------	------------

（中国エリア）

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	431 円 90 銭
---------------------	------------

（四国エリア）

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	397 円 10 銭
---------------------	------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

（関西エリア）

120キロワット時までの1キロワット時につき	17 円 78 銭
------------------------	-----------

120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	20 円 86 銭
------------------------------------	-----------

上記超過 1 キロワット時につき	22 円 82 銭
------------------	-----------

（中国エリア）

120キロワット時までの1キロワット時につき	31 円 48 銭
------------------------	-----------

120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36 円 61 銭
------------------------------------	-----------

上記超過 1 キロワット時につき	37 円 20 銭
------------------	-----------

（四国エリア）

120キロワット時までの1キロワット時につき	27 円 40 銭
------------------------	-----------

120キロワット時をこえ300キロワット時までの	32 円 63 銭
--------------------------	-----------

1月の料金は、別紙2（料金メニュー表）に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a)基本料金

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき別紙2（料金メニュー表）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

	<table border="1"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>34 円 83 銭</td> </tr> </table>	1 キロワット時につき		上記超過 1 キロワット時につき	34 円 83 銭	
1 キロワット時につき						
上記超過 1 キロワット時につき	34 円 83 銭					
第 5 条 第 1 項 第 2 項 第 3 項 第 4 項 北海道 東北 四国	第 5 条 料金の支払い方法 1.本約款第 15 条第 3 項の定めに拘わらず、電気料金その他お客さまにご請求する金額（以下「料金等」といいます。）については毎月、当社が指定する以下のいずれかの方法により支払っていただきます。 (1)口座振替 (a)お客さまの指定する口座から当社の収納代行会社の指定する口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法をいいます。 (b)お客さまの指定する口座から当社から料金等の債権の譲受会社（以下「譲受人」といいます。）の指定する口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法をいいます。 (2)クレジット引き落とし (a)当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法をいいます。 2.本約款第 15 条第 4 項の定めに拘わらず、お客さまが料金等を前項第(1)号または前項第(2)号により支払われる場合は、以下のときに当社に対する支払いがなされたものとします。 (1)前項第(1)号により支払われる場合は、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 (2)前項第(2)号により支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 3.当社は、本条第 1 項(1)口座振替(b)による場合、需給契約期間中に発生したお客さまの料金等の債権を譲受人に対して包括的に譲渡するものとし、お客さまは当該料金等債権（以下「譲渡対象債権」といいます。）の譲渡について、予め異議を留めず承諾するものとします。 4.本約款第 28 条（契約の解除および期限の利益の喪失）第 1 項に次の各号を追加します。 (9)譲渡対象債権が譲受人に譲渡された場合において、お客さまが譲受人に対して譲渡対象債権を譲受人が定める支払期日に支払わず、さらに 20 日間経過してなお支払わない場合 (10)譲受人が当社に対して譲渡対象債権の譲受を拒んだ場合 (11)当社が譲渡対象債権に関する譲受人が定める利用規約第 6 条に基づき譲受人から通知を受けた場合	削除				
第 5 条 第 1 項	第 5 条 電源に係る注記 （北海道エリア）	第 5 条 電源に係る注記				

<p>1.超TERASEL北海道再エネ B、超TERASEL北海道再エネCはお客様の電気使用量の全量について、非化石証書などの環境価値を購入することで、実質的に再生可能エネルギー100%として供給します。</p> <p>ただし、非化石証書は、市場取引等によって購入するものであるため、十分な量を調達できない場合があります。非化石証書の購入実績は当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。</p> <p>(東北エリア)</p> <p>1.超TERASEL東北再エネ B、超TERASEL東北再エネCはお客様の電気使用量の全量について、非化石証書などの環境価値を購入することで、実質的に再生可能エネルギー100%として供給します。</p> <p>ただし、非化石証書は、市場取引等によって購入するものであるため、十分な量を調達できない場合があります。非化石証書の購入実績は当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。</p> <p>(東京エリア)</p> <p>1.超TERASEL東京再エネ B、超TERASEL東京再エネCはお客様の電気使用量の全量について、非化石証書などの環境価値を購入することで、実質的に再生可能エネルギー100%として供給します。</p> <p>ただし、非化石証書は、市場取引等によって購入するものであるため、十分な量を調達できない場合があります。非化石証書の購入実績は当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。</p> <p>(中部エリア)</p> <p>1.超TERASEL中部再エネ B、超TERASEL中部再エネCはお客様の電気使用量の全量について、非化石証書などの環境価値を購入することで、実質的に再生可能エネルギー100%として供給します。</p> <p>ただし、非化石証書は、市場取引等によって購入するものであるため、十分な量を調達できない場合があります。非化石証書の購入実績は当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。</p> <p>(北陸エリア)</p> <p>1.超TERASEL北陸再エネ B、超TERASEL北陸再エネCはお客様の電気使用量の全量について、非化石証書などの環境価値を購入することで、実質的に再生可能エネルギー100%として供給します。</p> <p>ただし、非化石証書は、市場取引等によって購入するものであるため、十分な量を調達できない場合があります。非化石証書の購入実績は当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。</p> <p>(関西エリア)</p> <p>1.超TERASEL関西再エネ A、超TERA</p>	<p>1. 超TERASEL北海道再エネB、超TERASEL北海道再エネC、超TERASEL東北再エネB、超TERASEL東北再エネC、超TERASEL東京再エネB、超TERASEL東京再エネC、超TERASEL中部再エネB、超TERASEL中部再エネC、超TERASEL北陸再エネB、超TERASEL北陸再エネC、超TERASEL関西再エネA、超TERASEL関西再エネB、超TERASEL中国再エネA、超TERASEL中国再エネB、超TERASEL四国再エネA、超TERASEL四国再エネB、超TERASEL九州再エネB、超TERASEL九州再エネCはお客様の電気使用量の全量について、非化石証書などの環境価値を購入することで、実質的に再生可能エネルギー100%として供給します。</p> <p>ただし、非化石証書は、市場取引等によって購入するものであるため、十分な量を調達できない場合があります。非化石証書の購入実績は当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。</p>
---	---

SEL関西再エネBはお客様の電気使用量の全量について、非化石証書などの環境価値を購入することで、実質的に再生可能エネルギー100%として供給します。

ただし、非化石証書は、市場取引等によって購入するものであるため、十分な量を調達できない場合があります。非化石証書の購入実績は当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。

(中国エリア)

1.超TERASEL中国再エネA、超TERASEL中国再エネBはお客様の電気使用量の全量について、非化石証書などの環境価値を購入することで、実質的に再生可能エネルギー100%として供給します。

ただし、非化石証書は、市場取引等によって購入するものであるため、十分な量を調達できない場合があります。非化石証書の購入実績は当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。

(四国エリア)

1.超TERASEL四国再エネA、超TERASEL九州再エネBはお客様の電気使用量の全量について、非化石証書などの環境価値を購入することで、実質的に再生可能エネルギー100%として供給します。

ただし、非化石証書は、市場取引等によって購入するものであるため、十分な量を調達できない場合があります。非化石証書の購入実績は当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。

(九州エリア)

1.超TERASEL九州再エネB、超TERASEL九州再エネCはお客様の電気使用量の全量について、非化石証書などの環境価値を購入することで、実質的に再生可能エネルギー100%として供給します。

ただし、非化石証書は、市場取引等によって購入するものであるため、十分な量を調達できない場合があります。非化石証書の購入実績は当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。

新設
別紙2

料金
メニュー
表

北海道
東北
東京
中部
北陸

(新設)
別紙2 料金メニュー表
1.北海道エリア
(1) 超TERASEL北海道再エネB / 超TERASEL北海道再エネC

区分	超 TERASEL 北海道 再エネB	超 TERASEL 北海道 再エネC
	契約電流 20A	805.20 円

関西
中国
四国
九州

基本料金	契約電流 30A	1,207.80 円	
	契約電流 40A	1,610.40 円	
	契約電流 50A	2,013.00 円	
	契約電流 60A	2,415.60 円	
	契約容量 1kVAにつき		402.60 円
電力量料金 (1kWhにつき)	最初の 120kWh まで	36.85 円	36.85 円
	120kWh をこ え 280kWh まで	40.82 円	40.82 円
	280kWh 超過	43.51 円	43.51 円
最低月額料金		417.19 円	

2.東北エリア

(1) 超TERASEL東北再エネ B / 超TERASEL東北再エネ C

区分		超 TERASEL 東北 再エネ B	超 TERASEL 東北 再エネ C
基本料金	契約電流 20A	739.20 円	
	契約電流 30A	1,108.80 円	
	契約電流 40A	1,478.40 円	
	契約電流 50A	1,848.00 円	
	契約電流 60A	2,217.60 円	
	契約容量 1kVAにつき		369.60 円
電力量料金 (1kWhにつき)	最初の 120kWh まで	31.01 円	31.01 円
	120kWh をこ え 300kWh まで	36.86 円	36.86 円
	300kWh 超過	38.53 円	38.53 円
最低月額料金		359.58 円	

3.東京エリア

(1) 超TERASEL東京再エネ B / 超TERASEL東京再エネ C

区分		超 TERASEL 東京 再エネ B	超 TERASEL 東京 再エネ C
基本料金	契約電流 20A	623.50 円	
	契約電流 30A	935.25 円	

	契約電流 40A	1,247.00 円	
	契約電流 50A	1,558.75 円	
	契約電流 60A	1,870.50 円	
	契約容量 1kVAにつき		311.75 円
電力 量料 金 (1kW hに つき)	最初の 120kWh まで	31.30 円	31.30 円
	120kWh をこ え 300kWh まで	35.76 円	35.76 円
	300kWh 超過	37.14 円	37.14 円
	最低月額料金	328.08 円	

4.中部エリア

(1) 超TERASEL中部再エネ B / 超TERASEL中部再エネ C

区分		超 TERASEL 中部 再エネ B	超 TERASEL 中部 再エネ C
基本 料金	契約電流 20A	642.28 円	
	契約電流 30A	963.42 円	
	契約電流 40A	1,284.56 円	
	契約電流 50A	1,605.70 円	
	契約電流 60A	1,926.84 円	
	契約容量 1kVAにつき		321.14 円
電力 量料 金 (1kW hに つき)	最初の 120kWh まで	22.51 円	22.51 円
	120kWh をこ え 300kWh まで	26.38 円	26.38 円
	300kWh 超過	27.85 円	27.85 円
	最低月額料金	277.09 円	

5.北陸エリア

(1) 超TERASEL北陸再エネ B / 超TERASEL北陸再エネ C

区分		超 TERASEL 北陸 再エネ B	超 TERASEL 北陸 再エネ C
基本 料金	契約電流 20A	605.00 円	
	契約電流 30A	907.50 円	
	契約電流 40A	1,210.00 円	

	契約電流 50A	1,512.50 円	
	契約電流 60A	1,815.00 円	
	契約容量 1kVAにつき		302.50 円
電力量料 金 (1kW hに つき)	最初の 120kWh まで	32.16 円	32.16 円
	120kWh をこ え 300kWh まで	35.40 円	35.40 円
	300kWh 超過	35.88 円	35.88 円
最低月額料金		277.09 円	

6.関西エリア

(1) 超TERASEL 関西再エネ A/ 超TERASEL 関西再エネ B

区分		超 TERASEL 関西 再エネ A	超 TERASEL 関西 再エネ B
最低 料金	最初の 15kWh まで 一律	522.58 円	
基本 料金	契約容量 1kVAにつき		447.21 円
電力量料 金 (1kW hに つき)	15kWh をこ え 120kWh まで	21.71 円	17.68 円
	120kWh をこ え 300kWh まで	25.91 円	20.76 円
	300kWh 超過	25.29 円	22.71 円

7.中国エリア

(1) 超TERASEL 中国再エネ A/ 超TERASEL 中国再エネ B

区分		超 TERASEL 中国 再エネ A	超 TERASEL 中国 再エネ B
最低 料金	最初の15kWh まで一律	759.68 円	
基本 料金	契約容量 1kVAにつき		447.97 円
電力量料 金 (1kW hに つき)	15kWh をこ え 120kWh まで	34.25 円	31.40 円
	120kWh をこ え 300kWh まで	39.73 円	36.53 円
	300kWh 超過	38.10 円	37.12 円

8.四国エリア

(1) 超TERASEL 四国再エネ A/ 超TERASEL 四国再エネ B

区分		超 TERASEL 四国 再エネ A	超 TERASEL 四国 再エネ B
最低 料金	最 初 の 11kWh まで 一律	66700 円	
基本 料金	契 約 容 量 1kVA につき		397.10 円
電力 量料 金 (1kW h に つき)	15kWh をこ え 120kWh ま で	32.16 円	27.40 円
	120kWh をこ え 300kWh ま で	37.58 円	32.63 円
	300kWh 超過	36.80 円	34.83 円
9.九州エリア			
(1) 超TERASEL九州再エネ B / 超TERASEL九州再エネ C			
区分		超 TERASEL 九州 再エネ B	超 TERASEL 九州 再エネ C
基本 料金	契約電流 20A	632.48 円	
	契約電流 30A	948.72 円	
	契約電流 40A	1,264.96 円	
	契約電流 50A	1,581.20 円	
	契約電流 60A	1,897.44 円	
	契約容量 1kVA につき		316.24 円
	電力 量料 金 (1kW h に つき)	最初の 120kWh まで	19.69 円
120kWh をこ え 300kWh まで		24.46 円	24.46 円
300kWh 超過		25.88 円	25.88 円
最低月額料金		334.26 円	

TERASEL スマート九州 電気料金メニュー約款 新旧対照表

2024年4月1日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点・一部内容改定、適用単価の変更

2. 電気料金メニュー約款（TERASELスマート九州）新旧対照表

該当条項	変更前	変更後																												
第1条	<p>この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、九州電力株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで一般配送電事業者の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、電力量料金、最低月額料金、<u>割引額</u>、<u>燃料費調整額</u>および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。</p>	<p>この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、九州電力株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで一般配送電事業者の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、電力量料金、最低月額料金、<u>燃料費調整額</u>および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。<u>料金メニュー約款に定めない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。</u></p>																												
第4条 第1項	<p>1.TERASELスマート九州 (4) 電気料金 (a)料 金 基本料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="261 1169 849 1433"> <tr> <td>基本料金</td> <td>1契約につき最初の10キロワット時まで一律</td> <td>1,888円80銭</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">電力量料金</td> <td>平日昼間（夏冬）</td> <td>27円57銭</td> </tr> <tr> <td>平日昼間（春秋）</td> <td>24円68銭</td> </tr> <tr> <td>休日昼間（夏冬）</td> <td>21円95銭</td> </tr> <tr> <td>休日昼間（春秋）</td> <td>18円55銭</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>14円48銭</td> </tr> </table>	基本料金	1契約につき最初の10キロワット時まで一律	1,888円80銭	電力量料金	平日昼間（夏冬）	27円57銭	平日昼間（春秋）	24円68銭	休日昼間（夏冬）	21円95銭	休日昼間（春秋）	18円55銭	夜間	14円48銭	<p>1.TERASELスマート九州 (4) 電気料金 (a)料 金 基本料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="884 1169 1471 1433"> <tr> <td>基本料金</td> <td>1契約につき最初の10キロワット時まで一律</td> <td>1,888円80銭</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">電力量料金</td> <td>平日昼間（夏冬）</td> <td><u>27円63銭</u></td> </tr> <tr> <td>平日昼間（春秋）</td> <td><u>24円74銭</u></td> </tr> <tr> <td>休日昼間（夏冬）</td> <td><u>22円01銭</u></td> </tr> <tr> <td>休日昼間（春秋）</td> <td><u>18円61銭</u></td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td><u>14円59銭</u></td> </tr> </table>	基本料金	1契約につき最初の10キロワット時まで一律	1,888円80銭	電力量料金	平日昼間（夏冬）	<u>27円63銭</u>	平日昼間（春秋）	<u>24円74銭</u>	休日昼間（夏冬）	<u>22円01銭</u>	休日昼間（春秋）	<u>18円61銭</u>	夜間	<u>14円59銭</u>
基本料金	1契約につき最初の10キロワット時まで一律	1,888円80銭																												
電力量料金	平日昼間（夏冬）	27円57銭																												
	平日昼間（春秋）	24円68銭																												
	休日昼間（夏冬）	21円95銭																												
	休日昼間（春秋）	18円55銭																												
	夜間	14円48銭																												
基本料金	1契約につき最初の10キロワット時まで一律	1,888円80銭																												
電力量料金	平日昼間（夏冬）	<u>27円63銭</u>																												
	平日昼間（春秋）	<u>24円74銭</u>																												
	休日昼間（夏冬）	<u>22円01銭</u>																												
	休日昼間（春秋）	<u>18円61銭</u>																												
	夜間	<u>14円59銭</u>																												